

- (身元保証金一人百円宛ヲ本社ニ
供托シ居レリ)
- 五、メーター保証金を半減スルコト
(メーター保証金トシテ一人百円宛
ニ供托シ居レリ)
- 六、英済組合ヲ解散スルコト
- 七、社費ノ納入ハ月末トスルコト
(車費ハ其月介マ前納シ居レリ)
- 八、担當負及ホーターノ給料ヲ増額
スルコト

- 五、従来通り
- 六、解散スベシ (認答)
- 七、従来通り
- 八、従来通り
本社ニ於テ是等上増給ス

四、第一回要求回答ニ對スル決議
會社ノ回答ハ誠意ナキモノト認ム依テ是協スル能ハ
ズ

三、第二回要求書

一、總會ニ於ケル全費消金ハ全部會社ノ負担トスルコト
ニ會社ハ總會及負ヨリ絶対ニ犠牲者ヲ出サハルコト
ニ従業員ノ營業ニ對シ絶対ニ妨害ヲ加ヘサルコト
右及申(通)報候也